

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成30年2月8日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H29年度の〇〇土地改良区に対する事前検査書から本検査書の結果報告（伺い含む）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成30年2月22日、実施機関は、本件請求に係る公文書として、「平成29年度〇〇土地改良区の検査書及び検査書発出に係る立案文書」を特定し、請求日時時点で検査書を交付しておらず、文書が不存在であるため本件請求を拒否する公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成30年3月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和2年3月4日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな公開を求める。

### 2 審査請求の理由

徳島県公開条例第12条第3項の規定により次のとおり請求を拒否すると決定したが、県は、あるべき書類を請求拒否するのは可笑しい。県の枉法行為を確認した為。  
理由 1. 別の請求人に対して、H30. 1. 9日付けで出した申請人には、同じ請求でH30. 3月9日まで延伸しているのに、審査請求人に拒否するのは改ざん行為そのものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分の理由

実施機関は、平成29年度〇〇土地改良区の定期検査として、事前検査を平成29年10月13日、本検査を同年12月18日から同月21日まで、検査講評を同月22日に実施した。

定期検査の結果については、「平成29年度〇〇土地改良区検査書」として取りまとめ、平成30年3月12日付け評第3234号「土地改良法に基づく検査の結果及び検査回答書の提出について（送付）」により〇〇土地改良区理事長に交付した。

本件請求に係る公文書については、上記のとおり平成30年2月8日時点においては、定期検査の結果について精査、調整中で検査書を作成及び交付していない。

##### 2 審査請求人の主張に対して

審査請求人の主張にある「別の請求人に対して、H30. 1. 9日付けで出した申請人には、同じ請求でH30. 3月9日まで延伸しているのに、私に拒否するのは改ざん行為そのものである。」については、本件請求と異なる公文書を請求されたものである。

##### 3 結論

以上のことから、実施機関は、本件請求に係る公文書を保有しておらず、条例第7条第2号に該当するため、条例第12条第3項に基づき本件処分を行ったものである。

#### 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和2年3月4日	諮問
令和6年7月22日 第1部会（第13回）	審議
同年 8月26日 第1部会（第14回）	審議

#### 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件事案において審査の対象となる公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成29年度〇〇土地改良区検査書」と特定して本件処分を行っている。

審査請求人は、あるべき書類を請求拒否するのはおかしいと主張しており、公文書の特定については争いがないものと認められるから、以下、実施機関が存在しないと、本件請求に係る公文書が存在するかについて検討することとする。

## 2 土地改良区に対する検査について

土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて、極めて高い公共性・公益性を付与されており、事業実施には多額の公費が投じられ、税制の各種優遇措置が認められている団体であって、その運営には厳正を期することが求められている。一方で、土地改良区の組織運営体制が不適切な場合には、不祥事件が発生するおそれがあることから、不祥事件を未然に防止するため、行政による指導・監督の一環として、土地改良法第132条の規定に基づき、県による検査が行われている。

検査を行った土地改良区に対して、その適正な運営の確保を徹底するため、徳島県土地改良区等検査実施要領（以下「要領」という。）において、知事は、検査の結果について、検査書により検査対象土地改良区に通知するものとされ、その際、必要がある場合には、検査対象土地改良区に対し、今後の措置等を記載した検査書に係る改善措置報告の提出を求める等の措置を講ずることができるものとされている。

## 3 検査書について

要領においては、検査書に次の事項を記載することとされている。

### (1) 主要指摘事項

役員の善管注意義務違反及び不法行為等の責任に関するもののほか、違法行為、不正行為など土地改良区等の社会的批判を招いているもの又はおそれがあるものを記載する。

### (2) 是正及び改善を要する事項

(1)以外で、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、諸規程等の違反に関するものを、土地改良区検査着眼事項に定める着眼事項の順に、根拠法令等を明記して記載する。

これらの事項を記載した検査書の作成に当たっては、土地改良区の検査の結果を精査し、是正、改善等の措置を求める事項を整理する必要があることから、相当の日数を要するものと認められる。

実施機関の弁明書によれば、平成29年度〇〇土地改良区の定期検査として、事前検査を平成29年10月13日、本検査を同年12月18日から同月21日まで、検査講評を同月22日に実施し、その後検査書を取りまとめ、平成30年3月12日付けで〇〇土地改良区理事長に交付したとのことである。

そうだとすれば、公文書公開請求のあった平成30年2月8日の時点では、年末年始の休みを考慮すると、同土地改良区の一連の検査が終わってから約1か月しか経過

しておらず、実施機関において検査書が未だ作成されていないとしても不自然とはいえない。

したがって、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

#### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	